

日本プライマリ・ケア連合学会 プライマリ・ケア認定薬剤師要綱

第 1 章 総 則

(認定の原則)

第 1 条 日本プライマリ・ケア連合学会（以下本会という）では、地域を基盤として、継続的に展開される包括的、ならびに全人的なプライマリ・ケアについて、その知識、技能および態度を修得するためにプライマリ・ケア領域の研修を受講し、所定の単位を修得し、本学会が適当と認めた薬剤師を本会としてプライマリ・ケア認定薬剤師として認定し、もって薬剤師の資質の向上とわが国のプライマリ・ケアの発展に寄与する。

(認定の目的と位置づけ)

第 2 条

1. プライマリ・ケアについて、所定の研修を受け、その知識、技能、態度が、学会の目標とする資質に到達していることを認定する。
2. プライマリ・ケアを志す薬剤師に、研修到達目標と、それに到達するための研修プログラムを提供する。
3. プライマリ・ケア認定薬剤師機能の維持、向上のための生涯学習到達目標を提示する。
4. プライマリ・ケア認定薬剤師であることを、医療提供施設内、名刺、履歴、学会名簿などに掲示・記載できる。
5. プライマリ・ケア認定薬剤師の特徴ないし独自性を、国民および保健・医療・福祉・その他の関係者に提示する。
6. この認定制度は、ここで認定された薬剤師の行為の範囲および報酬について特典や限定を求めるものではない。

(認定する資質)

第 3 条 認定する資質はプライマリ・ケア機能を発揮するための能力である。

機能の基盤は以下の 5 点である。

- 1) 近接性 2) 包括性 3) 継続性 4) 協調性 5) 責任性

この 5 点の具現のための知識、技能および態度に加えて問題解決能力を重視する。

(認定制度委員会)

第 4 条 認定に関わる審査は本会の認定制度委員会が行う。

第 2 章 プライマリ・ケア認定薬剤師の認定要件

(認定申請資格)

第 5 条

1. プライマリ・ケア認定薬剤師を申請しようとする者は、第 6 条第 1-3 項の方式で必要な単位数の研修を修了した者で、認定制度委員会が定める方法において認定制度委員会が認める成績を修めていること。
2. プライマリ・ケア認定薬剤師取得後、更新を申請しようとする者は、3 年間にわたり継続的に研修を修了し、所定の条件を満たした者であること。

(研修内容)

第 6 条

1. 修得単位数と修得期間 プライマリ・ケア認定薬剤師の初回申請について認定に必要な修得単位は 50 単位以上とする。新規申請については研修期間を 4 年とし、最初の研修単位を修得してから 4 年間以内に申請するものとする。更新申請については研修期間を 3 年間とし、認定期間満了前に更新申請をするものとする。
- 1-2. 政令で激甚災害として指定された災害の被災地または局地激甚災害として指定された対象区域に居住または勤務する会員の、当該災害等が発生した場合、あるいは広範にわたる感染症のため政府・自治体から感染防止対策の要請などが出た場合、発生してから 12ヶ月以内に満了する新規認定の単位取得期間について、やむを得ない事情があると認められた場合、その単位取得期間を 1 年延長することができる。
- 1-3. 更新認定について 1-2 が該当する場合は、細則 11 条（認定更新の保留）を適応して 1 年間延長する

ことができる.すでに保留中の者は保留期間をさらに1年間延長することができる.

2. 研修の場

以下の 1), 2), 3), 4), 5), 6) の 6 つの場での研修を単位認定する。単位の詳細については細則に定める。 1) 本会が主催する認定薬剤師研修講座

2) 本会の学術学会での指定された講演、シンポジウム、ワークショップなど

3) 本会が主催する医療研修セミナー、e-ラーニングなど

4) 本会の地方会、支部会、関連研究会などの講演・研修で、本会が指定したもの

5) 本会の認定医、専門医、指導医による外来診療及び訪問診療の見学実習など

6) 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた生涯研修認定制度、特定領域認定制度および専門薬剤師認定制度の研修のうち、本会が指定した講演、講義、シンポジウム、ワークショップ、e-ラーニングなど

3. 研修内容

研修のカリキュラムおよび研修の指定は、認定の原則に従って認定制度委員会が定める。

4. 受講証明あるいは研修単位

第 6 条 2 の 1) から 5) の研修受講に対しては本会の受講証明あるいは研修単位を付与する。

第 6 条 2 の 6) の研修受講に関しては、それぞれの薬剤師認定制度が発行する受講証明あるいは研修単位を用いる。

(認定審査)

第 7 条 審査は以下の要領で行う。

1. 書類審査 研修期間の研修記録と受講証明や薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた特定領域認定制度および生涯研修認定制度の生涯研修認定単位シール、並びに研修での試験あるいはレポートなどの成績をもって審査する。

研修記録内容と受講証明、認定単位（シール）、評価の方法などは細則に定める。

2. 試験

その方法は細則に定める。

2. 合否判定

試験の合格基準と書類審査の合格基準に合致するものを合格とする。

第 3 章 新規認定の要件

(認定薬剤師の新規認定要件)

第 8 条

1. プライマリ・ケア認定薬剤師を申請しようとする者は、日本国の薬剤師資格を有すること。

2. 申請に関わる最初の認定研修を受けてから 4 年以内に 50 単位以上を修得すること。

3. 上記 50 単位のうち本会主催研修会と本会関連の指定講座の単位の合計が 30 単位以上であること。

4. 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた薬剤師認定制度の研修のうち、本会が指定した講演、講義、シンポジウム、ワークショップ、e-ラーニングなどの研修受講で得た単位は 20 単位を上限として認める。本会主催の e-ラーニングと本会が指定した e-ラーニングは合計 15 単位を上限として認める。

5. 試験

認定に際しては試験を行う。その方法は細則に定める。

6. 合否判定

試験の合格基準と書類審査の合格基準に合致するものを合格とする。

第 4 章 認定更新の要件

(更新間隔)

第 9 条

1. プライマリ・ケア認定薬剤師は 3 年ごとに更新する。

(更新の認定要件)

第 10 条

1. 認定ないし前回更新から更新の申請までの 3 年間にわたり各年 5 単位以上の単位を修得し、合計 30 単位以上の単位を修得していること。
2. 上記 30 単位のうち本会主催研修会と本会関連の指定講座の単位の合計が 20 単位以上であること。
3. 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた薬剤師認定制度の研修会のうち、本会が指定した講演、講義、シンポジウム、ワークショップ、e—ラーニングなどの研修受講で得た単位は 10 単位を上限として認める。本会主催の e—ラーニングと本会が指定した e—ラーニングは合計 15 単位を上限として認める。
4. 事例報告
認定更新に際しては事例報告の提出を行う。その方法は細則に定める。
6. 合否判定
事例報告と書類審査の合格基準に合致するものを合格とする。

第 5 章 認定のためのシステム

(認定の手続き)

第 11 条

1. 認定の事務手続きは細則に定める。
2. 認定は、認定制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て、理事長が行う。
3. 認定されたものにはプライマリ・ケア認定薬剤師証を交付する。

(認定の取り消し)

第 12 条

1. 認定の取消しは、認定制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て理事長が行う。
2. 取り消しの要件は細則に定める。

(認定結果の会員への還元)

第 13 条

1. 認定結果は学会機関誌に掲載し、薬剤師および会員の生涯学習の指針とする。
2. 事例報告は学会機関誌に掲載することができる。

第 6 章 本要綱の改廃

(要綱の改廃)

第 14 条

本要綱の改廃は、理事会の議を経て決定する。

付則

- 本要綱は、平成 21 年 8 月 22 日から施行する。
2. 本要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から改定して施行する。
3. 本要綱は、令和 2 年 4 月 17 日から改定して施行する。